



平成 30 年 5 月 14 日

各 位

会社名 東北電力株式会社
代表者名 取締役社長 社長執行役員 原田 宏哉
(コード番号 9506 東証第一部)
問合せ先 ビジネスサポート本部
総務部法務室株式課長 佐藤 俊幸
(TEL. 022-225-2111)

取締役（監査等委員であるものを除く。）に対する 株式報酬型ストックオプション（新株予約権）に関するお知らせ

当社は、本年 1 月 30 日付の「『監査等委員会設置会社への移行』および『役付執行役員の新設』に関するお知らせ」および 4 月 26 日付の「定款一部変更に関するお知らせ」で開示しておりますとおり、本年 6 月 27 日開催予定の第 94 回定時株主総会において承認されることを条件として、監査等委員会設置会社へ移行することとしております。

これに伴い、本日開催の取締役会において、平成 22 年 6 月 29 日開催の第 86 回定時株主総会においてご承認いただいた取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に係る報酬額の定めを廃止し、監査等委員会設置会社移行後の社外取締役を除く取締役（監査等委員であるものを除く。）に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に係る報酬額および内容の決定に関する議案を、本年 6 月 27 日開催予定の第 94 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 報酬として新株予約権を割当てる理由

社外取締役を除く取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬と当社株価との連動性を高め、株価上昇によるメリットのみならず下落によるリスクについても株主のみならずと共有することで、社外取締役を除く取締役（監査等委員であるものを除く。）の中長期的な業績向上と企業価値向上に対する貢献意欲をより高めることを目的とするものであります。

2. 新株予約権の内容

当社は、平成 22 年 6 月 29 日開催の第 86 回定時株主総会において、取締役に対し、月額報酬とは別枠にて、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を割当てることとし、新株予約権に係る報酬の額（新株予約権の割当日における新株予約権 1 個当たりの公正価額に割当てる新株予約権の個数を乗じて得た額。以下同じ。）を 1 事業年度

当たり 1 億 8,000 万円以内かつ新株予約権 1,600 個（当社普通株式 160,000 株）を上限とすることについてご承認をいただき現在にいたっておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止し、移行後の取締役（監査等委員であるものを除く。）の職務と責任等を考慮して、これまでと同様に、取締役（監査等委員であるものを除く。）に対して割当てる新株予約権に係る報酬の額を、1 事業年度当たり 1 億 8,000 万円以内かつ新株予約権 1,600 個（当社普通株式 160,000 株）を上限と定めるものであります。

なお、株式報酬型ストックオプションについては、従来どおり、社外取締役には付与しないことといたします。

社外取締役を除く取締役（監査等委員であるものを除く。）に割当てる新株予約権の内容は、以下のとおりであります。

(1) 新株予約権の総数および目的である株式の種類および数

a. 新株予約権の総数

1,600 個を 1 事業年度の上限といたします。

b. 新株予約権の目的である株式の種類および数

当社普通株式 160,000 株を 1 事業年度の上限といたします。

新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は 100 株といたします。

なお、当社が合併、会社分割、株式無償割当て、株式の分割または株式の併合等を行うことにより、付与株式数の変更をすることが適切な場合は、当社が必要と認める調整を行うものといたします。

(2) 新株予約権の払込金額（発行価額）

新株予約権の割当日において算定された公正価額を基準として決定される額を払込金額といたします。

なお、新株予約権の割当てを受けた者は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権と相殺するものといたします。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式 1 株当たりの行使価額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額といたします。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から 25 年以内といたします。

(5) 新株予約権の主な行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から 10 日間以内に限り、新株予約権を行使することができるものといたします。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものといたします。

(7) その他新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、募集事項等を決定する当社取締役会において定めるものといたします。

【ご参考】

当社執行役員に対しても上記と同内容の株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を取締役会の決議により割当てする予定です。

以 上